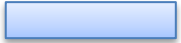


大阪府知事 吉村 洋文 様  
大阪府教育委員会教育長 酒井 隆行 様

大阪府立支援学校PTA協議会  
会長 

## 要 望 書

### はじめに

本協議会は、昭和48年結成以来、府立支援学校に関する幾多の事項を要望してまいりました。

府当局におかれましては多大なるご尽力によりこれまで多くの課題に真摯に取り組んでいただき、要望を叶えていただきました。心から感謝申し上げますとともに深く敬意を表します。

平成30年3月に「府立支援学校における知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた基本方針」が示され、また、6月には、吉村知事より同方針に盛り込まれた特別支援学校新設についてのご発言をいただき感謝申し上げます。我々関係者一同、一日も早い実現を願っております。

しかしながら、障がい児(者)を取り巻く教育環境の整備、障がい児(者)の卒業後の進学・就労・生活支援をはじめ、私達の周囲には、今なお多くの課題が山積しています。

本協議会は、各学校単位のPTAの共通する切実な要望を下記のとおり取りまとめました。今後、「職業訓練や就職支援、スポーツに力を入れ、豊かに暮らしていける基礎を教育できる学校づくりをしたい」と知事がお話された事に重ねて、更に全ての障がい児(者)が豊かな教育を受け、地域での充実した生活が送れるよう、以下の要望をご検討のうえ速やかに解決されますようお願い申し上げます。

### 1 <教育庁への要望>

#### 1. 【学校建設関連】

「府立支援学校における知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた基本方針」には、2026年度までの10年間で知的障がい児童生徒が1400人増加する見込みであると報告されており、特に大阪市域の増加が顕著となっていることが記されています。その対策として(1)知的障がい支援学校の既存施設の活用(2)他の障がい支援学校との再編整備(3)府立高校内に支援学校分教室の設置(4)知的障がい支援学校の新設という大きな4方策を示していただいておりますが、これらの実施スケジュールが2025年頃まで実施時期が重なりながら進んでいくことに保護者は不安を感じています。

- ① 大幅な人数受け入れが期待出来る対策「(4)知的障がい支援学校の新設2023年～2025年頃」について、示されたこの期間内で最短のスケジュールで、必要な地域で学校建設をすすめてください。
- ② 北河内地域の児童生徒数の増加に対応するため、当面の間分校として設置されている交野支援学校四條畷校を存続させ本校化してください。

#### 2. 【施設・設備関連】

- ① 老朽化した全ての学校の校舎改修における実施基準と計画を示し、着実にすすめてください。
- ② 老朽化した大阪北視覚支援学校の校舎の建て替えをお願いします。
- ③ 知的障がい支援学校では、作業学習における窯業の窯や木工室の設備、自立活動に関する教材教具やクールダウンスペースの充実をお願いします。
- ④ 肢体不自由校では、子どもの成長過程にあった設備(バリアフリー化やリフト等介護機器、広い介助スペース、PT, OT, ST等の訓練室)の充実をお願いします。
- ⑤ 知肢併置校では、安心・安全に学習できる教育環境の整備をすすめてください。具体的には、ガラスや鏡の飛散防止対策、壁面にしっかり固定されている収納家具類、複数の避難経路(スロープ)の増設等が考えられます。
- ⑥ 聴覚支援学校では、校内設備で、フラッシュや電光掲示板による視覚情報の量を増やし、教室や廊下、体育館のほか、運動場、プールにはデフリンピックで導入されているスターターランプ、シグナルランプなどを設置し、情報アクセシビリティを充実してください。
- ⑦ 猛暑日が増え、熱中症が心配です。体育の授業等で、十分な運動量の確保が出来ず、情緒が不安定になり学習に集中して取り組めない子どもたちもいます。全ての支援学校の特別教室や体育館に空調設備を早く設置してください。
- ⑧ トイレについては、子どもたちの基本的な生活習慣の確立のため、時代に合った温水洗浄機能のある洋式便座等への改修や増設をお願いします。また、様々な障害の状況(肢体不自由・知的障がい・性同一性障がいなど)にも対応できるプライバシーが守れるバリアフリートイレの設置も必要に応じてすすめてください。
- ⑨ 肢体不自由校のプールについては、更衣室の拡張・冷房施設の設置、温水プール用のボイラー室、スロープ、プールサイドの日よけ・水面を覆い、遮光するための全天候型日よけネット設置など、肢体不自由の児童生徒の実態に見合ったプール関連施設・設備の充実をしてください。
- ⑩ 富田林支援学校をはじめとする交通の不便な支援学校については、保護者、来客用の駐車場を学校の近隣に設置してください。

#### 3. 【教育制度関連】

- ① 在籍している学校の事情や家庭の事情で学籍を移すのに時間がかかり、教育を受ける権利が保証されない子どもたちのために、短期入院中学籍を移さずとも、入院先の病弱支援学校で教育を速やかに受け始めることができるよう、制度変更を国に働きかけてください。
- ② 入院で高等学校に通えない生徒のために、病弱支援学校の分教室に高等部を設置してください。

#### 4. 【キャリア教育・職業教育関連】

- ① 知的障がい高等支援学校職業学科並びに聴覚高等支援学校職業学科における職業実習充実のため、時代に即したパソコン機器や実習機械など施設・設備・機材の整備と更新を図ってください。
- ② 職業学科のある高等支援学校の生徒が、介護職員初任者養成研修等の資格取得等、就労に活かせる資格取得ができるような講座を府として設けて、希望に応じて各校から参加できるような仕組みを作ってください。

#### 5. 【教員配置・専門性関連】

- ① 児童生徒が安全で安心して学校生活を送るため、教職員の定数を増員してください。
- ② 各障がい種の学校それぞれに専門性の高い教員を配置してください。そして、学校の運営体制・専門性の継続の為に、人事異動の年限について配慮してください。
- ③ 知的障がい校においては、専門性の高い職業学科・職業コースの授業指導ができるだけでなく、様々な障がい特性の理解と幅広い就労支援・進路指導ができる教員を配置してください。
- ④ 教職員(特に新転任者)に対して、児童生徒への医療的ケアや教科指導、自立活動に支障をきたさないように、医療的ケアの熟練度向上や教員の資質向上研修の充実と研修予算の増額をしてください。
- ⑤ 専門性の高い授業が各校で行われるよう学校の授業力向上を支援してください。
- ⑥ 児童生徒への専門的な指導体制の充実に向け、PT・OT・ST等の専門職員を教員定数外による常時配置をしてください。
- ⑦ 思春期の悩みや障がい特性や環境等からくる課題に対応するため、障がいの特性をよく理解したスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置を今以上に充実してください。

## 6. 【ICT活用関連】

- ① 肢体不自由児童生徒向けの ICT 機器（VOCA や視線入力装置など）の充実と、視線入力装置など効果的な活用方法の研修を充実してください。

## 7. 【安全確保関連】

- ① 災害時や事件事故発生の際、通学バス・学校・保護者が素早く道路交通情報や子どもの安否確認について情報共有できるように、電話以外の通信手段の確保について検討してください。

## 8. 【通学バス関連】

- ① 児童生徒数の増加への対応、乗車時間の短縮のため、通学バスの増便をしてください。また通学バス介助員を増員してください。
- ② 自身で体位変換や体温調節の難しい肢体不自由児童生徒の体への負担軽減のため、通学バスの乗車時間の短縮と障がい状況が重度重複化している児童生徒が車椅子のまま乗車ができる通学バスを増車してください。
- ③ 個別対応が必要な生徒の増加に伴い、通学バス介助員への人権意識向上と障がい理解のための研修を府の施策として実施、充実させてください。

## 9. 【予算措置関連】

- ① 就学奨励費の対象として、学校が児童・生徒の学校生活に必要であると保護者に準備を要求する消耗品（とろみ剤、アルコール綿、医ケア機器、充電バッテリーなど学校からも求められる物）を文具と同様の扱いとして認めるよう、国に強く要望してください。
- ② 修学旅行や校外学習時の付添い看護師の費用経費のうち、博物館等の施設入場料についても、児童生徒の安全確保のために必要な予算を措置してください。
- ③ 老朽化した指導上必要な学校の備品（エアートランポリンやボールプールなど）、消耗品を購入する予算を増額してください。

## 10. 【医療的ケア関連】

- ① 児童生徒の障がいの重度重複化に伴い、外出や宿泊時の付き添い可能な常勤看護師の標準法定数外配置を行ってください。特に高度医療サポート看護師を学校の区別なく医療的ケア児童生徒在籍の府内支援学校全てに配置してください。また当面策として、泊を伴う看護師の派遣と医師の同行を府に要請できるシステムを確立してください。
- ② 医療的ケア児童生徒の通学保障として始まった「医療的ケア通学支援モデル事業」について、対象を訪問籍のみならず、通学籍にも広げ、医療的ケアの必要な全児童生徒が一日も早く利用できるようにしてください。
- ③ 就学奨励費を活用した通学タクシー利用時について、金銭的負担となっている立て替え払い制度を大阪府として見直してください。また、送迎保護者の体調不良時に通学タクシー利用が考えられることから、登下校それぞれについて往復で通学タクシーが利用できる制度となるよう、国に働きかけてください。加えてヘルパーが乗車可能な制度となるよう検討してください。

## 11. 【通学区域割】

- ① 通学区域割変更となった場合の、次の学部進学にあたっては、今まで実施していただいたように、校内の保護者や地域の小中学校等の保護者へ説明会を開催して、関係機関へも早めに知らせる時間をとって丁寧に説明を行っていただくと共に、何度も通学区域割りが同じ市町村内で起こらないようお願いいたします。

## 2 <知事部局（福祉部、商工労働部、都市整備部等）への要望>

### 1. 【卒業後の進路、社会参加等関連】

- ① 視覚障がいのある生徒の就労を支援するための職業能力開発校等の就労支援施設の設置・拡充をお願いします。また視覚障がい者については、職域が広がっていない状況にあり、就労を希望しても、企業における実習の受け入れも難しい状況にあるため、障がい者理解及び視覚障がいのある生徒の企業への就労支援を進めてください。
- ② 卒業して就職した後も働き続けるために、障がい者就業・生活支援センターによる訪問支援や福祉と連携した定着支援を拡充してください。
- ③ 高等部卒業後も豊かに学ぶことのできる進路先として自立訓練と就労移行支援を実施する福祉事業型の施設を多く開設してください。
- ④ 医療的ケア児童生徒が、在学時から卒業後まで、切れ目なく安心して利用できる施設（放デイ・レスパイト・ショート・生活介護・ケアホーム等）の拡充と、在学中の環境と同レベルの利用時間の延長をお願いします。
- ⑤ 進路の多様な選択肢に繋がる施設拡充を可能にするためには、施設立ち上げの手続きの簡略化や、設備規定の緩和、医療的ケア児童生徒の受け入れ基盤となる看護師の増員、看護師勤務環境の整備等が不可欠と考えます。柔軟な制度の構築及び運用をお願いします。
- ⑥ 成人後、親亡きあとも安心して地域生活を営めるよう、グループホーム、ケアホームの充実と増設を切にお願いします。

### 2 【健康・安全、地域福祉関連】

- ① 緊急時に子どもを預けることのできるショートステイ施設の増設等を行い、設置数の地域格差解消をおこなってください。
- ② 子どもの安全安心を確保するためには、支援員の増員と資質向上が必要です。特に放課後等デイサービス・日中一時支援事業の補助金制度の充実と府主導の支援員に対する研修指導の継続をお願いします。
- ③ 各自治体の施設（市民プールや市民体育館など）で行われている障がい児（者）のスイミングや体操教室などのプログラムはとて少なく、継続しての利用が難しいので、障がい児（者）が気軽に利用できる舞洲や長居のような「障がい者スポーツセンター（温水プール・レクリエーション施設、体育館がある施設）」を府の8つの地域（大阪市・三島・豊能・北河内・中河内・南河内・泉北・泉南）ごとに設置してください。
- ④ 第1次障害児福祉計画において、府が目標設定をしておられます「医療型児童発達支援センター」を、H32年度までに各市町村に少なくとも1か所以上設置してください。
- ⑤ 街のトイレ等には、子ども用のベッドしかありません。『大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン』には、高齢者、障がい者、妊産婦等すべての人が利用しやすいよう配慮する』とあり、大人用介護ベッドについては、「望ましい整備」とされています。大人用介護ベッドの設置された、いわゆる『だれでもトイレ』の整備を進めてください。

### 3 【命を守るまちづくり等関連】

- ① 電車等の公共交通機関の緊急停止の際、状況や理由、復旧の見込み等、聴覚に障がいのある子どもたちが、車内のアナウンスと共に、電車内の電光掲示板でリアルタイムの情報を得ることができるよう配慮をお願いします。
- ② 視覚障がい者が駅のホームから転落し、死亡する事故が全国で多発しています。視覚支援学校の最寄り駅や自主通学生徒が多く利用する乗換駅にホームドアの整備、安全柵の設置等の対応を進めるようお願いします。

### 4 【福祉医療制度関連】

- ① 補装具費の支給対象となる補装具の個数は原則1種目につき1個ですが、18歳以上の者についても18歳未満の者と同様に両耳装用の希望がある場合は、複数支給できるように取り扱ってください。